

6. 入居資格審査等について

(1) 入居資格審査

仮当選した人には、入居資格を確認するため、入居資格審査を受けていただきます。

① 提出していただく書類

書類の種類		提出が必要な人
1	住民票の写し(注1)	申込者及び同居親族全員(続柄の記載あるもの)
2	所得課税証明書	申込者及び同居親族全員
3	源泉徴収票	給与所得者及び年金所得者
4	確定申告書の写し	事業所得者
5	給与支払証明書	年の途中で、就職(転職含む)・退職された人
6	退職証明書又は雇用保険受給証明書	
7	無資産証明書	申込者及び同居親族全員(未成年者を除く)
8	市町村税に滞納がない証明	申込者及び同居親族全員(中学生以下を除く)※(注2)
9	賃貸借契約書又は家賃領収書	借家に住んでいる人
10	別表に掲げる書類	下の別表のアからサまでに該当する人
11	その他の書類	次ページ②から⑦に該当する人 その他入居資格審査上必要と判断された人

(注1) ①続柄の記載のあるもの、世帯全員の証明のあるものを提出

②市内に住民票がある人は、マイナンバーを記載する事で1.2を省略できます

(注2) ただし、災害や病気などのやむを得ない事情で、納税が困難だった方など、特別の理由がある場合には、入居を認めることができます。

別表

該当者		提出書類
ア	身体障害者	身体障害者手帳の写し
イ	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
ウ	知的障害者	療育手帳の写し
エ	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明
オ	原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
カ	引揚者	県長寿社会課長の証明
キ	ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長(廃止された私立ハンセン病療養所に入所していた人においては厚生労働省健康局疾病対策課長)の証明
ク	生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
ケ	中国残留邦人等支援受給者	直近の支援給付決定通知書の写し
コ	配偶者のいない人 (母子世帯、父子世帯、単身者など)	戸籍謄本の写し
サ	DV被害者	裁判所の保護命令決定書の写し又は一時保護施設の入居証明(ただし、民間の施設は除く。) 県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を受けた又は受けている人、婦人保護施設の入退所者については、その確認・照会のため、宇部市住宅課において、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。

②婚姻予定者、内縁関係

婚姻予定で申込みする場合は、入居資格審査日までに婚姻されたことが確認できる住民票又は戸籍謄本の提出が必要です。

内縁関係で申込みする場合は、事実上の婚姻関係にある旨を必要書類を添えて申出させていただきます。

③優先入居申込者のうち下記の対象者

対象者	提出書類
炭鉱離職者	炭鉱離職者求職手帳の写し
要介護者	介護保険被保険者証の写し
DV被害者	10ページの「DV被害者」と同じ内容です。

④多数回応募者

該当者	提出書類
多数回応募者1	抽選結果通知のハガキ4回分 ※それぞれの申込時の入居資格についても確認します。
多数回応募者2	抽選結果通知のハガキ12回分 ※それぞれの申込時の入居資格についても確認します。
随時申込みで空き住宅をお待ちの人	申込書に随時申込みされていることを記載してください。 確認できれば該当者となります。

⑤身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって単身での入居を希望される人

単身入居の入居資格審査のための申立書をご提出頂く必要があります。

また、宇部市住宅課から該当市町村福祉部局に対して、次のアからウについて意見照会させていただきます。

ア. 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするか

イ. 居宅において単身で日常生活を営むために必要な常時の介護を受けることができるか、又は受けることが困難か

ウ. 精神障害者、知的障害者の人にあつては、必要な居住支援措置（常時の相談対応や緊急時の医療機関等への連絡）を受けることが可能か、可能な場合はその内容について

※常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができないか受けることが困難であると判断された場合は、入居が認められませんので、あらかじめご了承下さい。（加えて、精神障害者又は知的障害者の方は、必要な居住支援体制が受けられることも必要です。）

⑥市内の市営住宅に入居する者で、親族の介護等が必要な者

対象者	提出書類
(1)介護困難者	要介護認定、要支援認定通知書の写し

⑦市内の県営住宅に入居する者で長期間の通院や親族の介護又は親族からの介護が必要な者

対象者	提出書類
(1)介護困難者	要介護認定、要支援認定通知書の写し
(2)通院困難者	医師の証明書（通院していることがわかるもの）

※その他(1)(2)に順ずるやむを得ない特別な事由がある者

(2) 実態調査

提出書類を確認するため、実態調査を行うことがあります。

(3) その他

- ◎ 入居資格審査に合格した人は、事前に住宅を確認した上で入居手続きを行うこともできます。
- ◎ 仮当選者が入居資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった人の補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。